

県内市町村におけるパートナーシップ制度の利用要件及び利用可能なサービス等 一覧表

1) 制度対象者の要件

令和6年11月1日現在

		高知市	安芸市	南国市	土佐清水市	香南市	いの町	大月町	黒潮町	宿毛市
1	双方が成年に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	双方に配偶者がいないこと (事実上の婚姻関係にある場合も対象にしない若しくは対象にすることを想定していない)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	双方が当該市町村の区域内に住所がある	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	双方 が当該市町村の区域内に 転入予定の場合も利用可			○ (1か月以内)	○ (3か月以内)	○	○ (宣誓の日から14日以内)	○ (3か月以内)	○	○
	いずれか一方 が当該市町村の区域内に住所がある又は 転入予定の場合も利用可					○ (宣誓の日から14日以内)	○ (宣誓の日から14日以内)	○ (3か月以内)	○	○
5	相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族ではないこと (養子縁組の関係の場合例外 「有り」と「無し」の場合あり)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		例外無 ×	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外無 ×
6	制度利用対象者は双方が性的マイノリティである 場合のみ		○	○						
7	制度利用対象者は一方又は双方が性的マイノリティである 場合のみ					○		○	○	
8	制度利用対象者に事実婚のカップルも含まれる場合	○			○		○			○

3) ファミリーシップ制度導入の有無等

		高知市	安芸市	南国市	土佐清水市	香南市	いの町	大月町	黒潮町	宿毛市
1	ファミリーシップ制度の導入の有無				○			○		○
2	【ファミリーシップ制度導入のこどもの要件】 ●登録している二人のいずれか一方又は双方と同居していること				○					○
3	●登録している二人のいずれか一方又は双方と生計を一にしていること							○		
4	●未成年であること				○			○		